証券コード　6307
平成29年６月14日

株　主　各　位

大阪市淀川区西宮原一丁目６番２号
サ ン セ イ 株 式 会 社
代表取締役社長　小　嶋　　敦

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市淀川区西宮原一丁目３番35号
大阪ガーデンパレス２階　桐の間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第62期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
２．会計監査人および監査役会の第62期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.sansei-group.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済・金融政策を背景に、雇用環境の改善や景況感の向上が見られました。

その一方、中国をはじめとする新興国経済の減速に加え、英国のＥＵ離脱や米国新政権の不確実性により、国際情勢は急激な市場の変動に左右され、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの係わる建設業界におきましては、民間設備投資は堅調に推移しているものの、依然として公共設備投資に弱さが見られ、また、慢性的な人材不足に加え、原材料費や労務費の高騰など課題が多く、厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における事業の概況につきまして申しあげます。

受注高につきましては、ゴンドラ・舞台部門は、下半期に受注件数を大きく伸ばすことができましたが、33億６千５百万円と前期に比べ1.4％の減少となりました。

海洋関連部門は、事業年度を通して平年並みの受注獲得となり、17億５千１百万円と前期に比べ4.6％の減少となりました。

その他の部門は、下半期において受注競争で健闘し、３億４千８百万円と前期に比べ51.0％の増加となりました。

以上の結果、当社グループの受注高は、54億６千５百万円と前期に比べ0.3％の減少となりました。

次に売上高について申しあげます。ゴンドラ・舞台部門は、受注の減少に伴い、31億４千４百万円と前期に比べ1.6％の減少となりました。

海洋関連部門は、平年並みに落ち着き、17億４千３百万円と前期に比べ7.4％の減少となりました。

その他の部門は、下半期に受注した物件の多くが受注残となったことにより、１億６千５百万円と前期に比べ43.3％の減少となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は、50億５千３百万円と前期に比べ5.9％の減少となりました。

利益面につきましては、より一層のコストダウンに努めましたが、売上の減少に伴い、営業利益は６億３百万円と前期に比べ1.9％の減益となりました。経常利益は６億２千２百万円と前期に比べ1.5％の増益となりましたが、特別損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は２億３千４百万円と前期に比べ38.5％の減益となりました。

事業別の受注高および売上高は次のとおりであります。

（単位：千円）

事業区分	受注高	売上高
ゴンドラ・舞台部門	3,365,564	3,144,782
海洋関連部門	1,751,327	1,743,027
その他	348,196	165,713
合計	5,465,088	5,053,523

② 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第59期 (平成26年３月期)	第60期 (平成27年３月期)	第61期 (平成28年３月期)	第62期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
受　　注　　高（千円）	5,403,830	5,049,338	5,478,921	5,465,088
売　　上　　高（千円）	5,351,692	5,208,099	5,369,605	5,053,523
経　常　利　益（千円）	597,686	421,589	613,260	622,355
親会社株主に帰属する 当　期　純　利　益（千円）	386,551	262,272	381,503	234,673
１株当たり当期純利益（円）	43.06	29.22	42.51	26.15
総　　資　　産（千円）	5,231,344	5,445,513	5,616,708	5,651,437
純　　資　　産（千円）	2,521,413	2,729,991	3,043,109	3,209,926
１株当たり純資産（円）	280.91	304.17	339.09	357.75

(3) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
㈱サンセイエンタープライズ	10,000千円	100％	当社事業の補完サービス業
サンセイゴンドラレンタリース㈱	17,250千円	100％	仮設ゴンドラのレンタル
サ ン セ イ ゴ ン ド ラ ㈱	18,000千円	100％	仮設ゴンドラのレンタル

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府の経済政策により企業収益や雇用環境に緩やかな回復基調が期待されますが、地政学的リスクの高まりに加え、欧州経済や米国経済をはじめとする海外市場の不確実性により、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか当社グループは、グループ間の連携をより一層強めるとともに、継続的に技術力の継承に注力し、さらなる経営効率化と経営基盤の強化を図る所存であります。

ゴンドラ・舞台部門では、従来の主力商品に加え、仮設ゴンドラの機材充実に向けた技術開発を継続し、顧客ニーズにすばやく対応できるよう、グループ全体でさらなる競争力強化を図ります。

海洋関連部門では、船舶修繕関連設備の更新に努める一方、全国的な新規顧客の開拓を目指します。

その他の部門では、継続的に技術力の向上を図り、多様化する顧客ニーズに迅速に対応するなど、より積極的な受注活動に注力いたします。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
ゴンドラ・舞台部門	窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付および保守修理、仮設ゴンドラのレンタル
海洋関連部門	船舶修理、魚礁・浮体式灯標の製造販売
その他	産業機械の製造販売

(6) 主要な営業所および工場（平成29年３月31日現在）

①　当社の主要な営業所

本社	大阪市淀川区
支社	東京（東京都千代田区）
支店	名古屋（名古屋市中村区）
営業所	東北（仙台市青葉区）、広島（広島市中区）、九州（福岡市中央区）
工場	下関（山口県下関市）

②　子会社

㈱サンセイエンタープライズ	山口県下関市
サンセイゴンドラレンタリース㈱	大阪府吹田市
サンセイゴンドラ㈱	東京都調布市

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴンドラ・舞台部門	164名	4名減
海洋関連部門	41名	－
その他	3名	－
全社（共通）	16名	1名減
合計	224名	5名減

（注）使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178名	1名減	39.6歳	11.8年

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	300百万円
㈱みずほ銀行	100
㈱三井住友銀行	50
㈱りそな銀行	50
㈱商工組合中央金庫	50
日本生命保険相互会社	50

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株

② 発行済株式の総数　8,987,700株

③ 株主数　1,012名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
マルハニチロ㈱	1,200千株	13.37%
小嶋　敦	719	8.01
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	600	6.69
和田　秀樹	334	3.72
鳥海　節夫	308	3.43
石井　秀明	202	2.25
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	183	2.04
桜井　敏夫	182	2.03
小嶋　悦子	170	1.89
西村　宗一郎	165	1.84

（注）持株比率は自己株式数（15,123株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小嶋 敦	
常務取締役	原 登美雄	執行役員、営業本部長、東京支社長、東北担当、ゴンドラ・舞台総括、サンセイゴンドラ㈱担当
常務取締役	玉井 裕芳	執行役員、保守・工事本部長、名古屋支店長、広島・九州担当、船舶・生産総括、サンセイゴンドラレンタリース㈱担当
取締役	岸本 竹史	執行役員、企画開発・生産設計担当
取締役	美藤 直人	美藤直人公認会計士・税理士事務所代表
常勤監査役	田中 均	
監査役	下茂 稔郁	マルハニチロ㈱経営企画部 経営戦略グループ副部長役
監査役	太田 晶久	太田晶久公認会計士・税理士事務所代表 ノーリツ鋼機㈱社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役美藤直人氏は、社外取締役であります。
２．監査役下茂稔郁氏および太田晶久氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役田中均氏および監査役太田晶久氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役田中均氏は、大洋漁業㈱（現マルハニチロ㈱）の財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役太田晶久氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。
４．当社は、取締役美藤直人氏および監査役太田晶久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③　当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	72,160千円 (2,600)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2)	17,550千円 (3,250)
合計 （うち社外役員）	8名 (3)	89,710千円 (5,850)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．平成27年６月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を役員賞与を含め年額300,000千円（そのうち社外取締役分年額20,000千円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を役員賞与を含め年額40,800千円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役美藤直人氏は、美藤直人公認会計士・税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役下茂稔郁氏は、当社の大株主でありますマルハニチロ㈱の経営企画部経営戦略グループ副部長役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表およびノーリツ鋼機㈱の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役　美藤直人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　下茂稔郁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。
監査役　太田晶久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適当であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④　責任限定契約の内容の概要

当該事項に記載すべき事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は会社の経営の基本方針である「当社は昭和31年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使い易さに焦点をあてた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することに努めております。」のもと、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

コンプライアンス体制の整備および維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を法務担当部署の管理本部総務グループに設けるとともに、各部署にコンプライアンス・リーダーを選出し、法令遵守、規律強化と役職員への意識改革やコンプライアンスに関する教育を進めております。

内部統制管理室を設置するとともに、各部署にコンプライアンス・リーダー兼務の内部統制チェック・リーダーを選出し、各部署の所管する業務の内部統制チェックシートにより、自らの業務の自己点検を行い、業務の効率性と有効性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全のバックアップ確認を実施し、そのモニタリングを内部統制管理室で執り行っております。

社内ヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合において適切な措置を講じるための社内報告体制を構築しております。

監査室は、コンプライアンス統括事務局と連携し、使用人の職務が法令および定款に適合し、かつ合理的、効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役ならびに監査役会に報告しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会および取締役が出席した諸会議の議事録等は、規程等管理規程ならびに文書管理規程に従って管理本部総務グループで保存管理し、監査役または監査役会が取締役に文書の閲覧を申し出た場合、いつでも供しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の統括はマネジメント・レビューで執り行い、諸会議（営業会議、工事会議、統括部門長会議、生産工程会議、安全衛生委員会）でリスク管理活動を推進しております。

リスク管理活動を推進するため、諸規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、与信管理規程）の運用状況を確認、評価し継続的改善を図っております。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については取締役会規則が定められ、その適切な運営が確保されており、原則として１ヶ月に１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

管理本部経営企画グループで予算管理を含む、毎期、各部門の担当取締役の利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部総務グループを事務局として、四半期毎に開催される子会社合同会議において、各子会社社長は職務の執行に係る事項を当社に報告することとしており、当社の各子会社担当役員は各子会社の取締役会およびその他重要な会議において、月次の報告を受けることとしております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理につきましては、当社のマネジメント・レビューの結果が各子会社に周知徹底され、子会社合同会議および各子会社の定例会議において情報共有化を図ることとしております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役会については、原則として１ヶ月に１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

各子会社社長および当社の各子会社担当役員を中心に予算管理を含む、毎期、利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等および使用人は、子会社各社の経営方針やその自主性を尊重しつつ、原則当社の経営の基本方針を踏襲し、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

各子会社において、内部統制チェック・コンプライアンスチェック担当者を選出し、自らの業務の自己点検を実施し、そのモニタリングを当社内部統制管理室で執り行っております。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の機能充実と監査の実施を円滑にするため、監査役補助者を使用人から兼務で若干名選出しております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

専任スタッフではない当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課、懲罰等に関しては、監査役会の同意ならびに監査役会と事前協議および監査役会に報告と説明を要することとしております。

また、当該使用人の評価も監査役会と協議を要することとしております。

⑧　当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、取締役および執行役員の職務の執行に対する監査の一環として独立した立場から、内部統制の整備および運用状況を監視、検証する役割と責任を果たすため、取締役会をはじめ重要な会議に出席するとともに、取締役会事務局、監査室、内部統制管理室からの定期的な報告ならびに当該部署において臨時的に発生した報告すべき事項および監査役または監査役会の求めにより、必要に応じてその都度当該部署からの報告を受けるものとしております。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、子会社合同会議に出席し、子会社各社の社長より重要事項の報告を受けており、取締役会においては、各子会社の担当役員より重要事項の報告を受けるものとしております。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社においてヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合に適切な措置を講じるための報告体制を構築しており、報告者に対して不利な取扱いを行わないこととしております。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととし、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求できることとしております。

⑪　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役または監査役会は、上記の⑧以外に下記の部署より通知と報告を受けるものとしております。

Ⅰ．管理本部総務グループより、稟議書の回覧と報告、訴訟事象や不祥事の報告、重要会議の開催予定の通知、重要な開示情報の報告を受けるものとしております。

Ⅱ．管理本部経理グループより、月次の経営状況、財務状況の報告、企業グループの会計方針・会計基準およびその変更の通知と報告を受けるものとしております。

Ⅲ．管理本部経営企画グループより、事業計画の推移の報告、与信管理の状況報告を受けるものとしております。

Ⅳ．品質保証グループより、品質の欠陥に関する事項の報告を受けるものとしております。

⑫　反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、コンプライアンス管理規程およびその他社内規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を管理本部総務グループとし、社内関係部署および当該に係る外部専門機関との協力体制を整備しております。

取締役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、管理本部総務グループを中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する態勢を確立しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス管理規程を定め、当社グループの取締役および使用人に周知徹底を図っており、内部統制管理室において適宜教育を実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、取締役会を12回開催し、相互に業務執行を監督するとともに、常時社外役員が出席し適法性および適正性を確保しております。

③ 当社グループの業務の適正を確保するための運用状況

当事業年度におきましては、子会社合同会議を４回開催し、当社の取締役および執行役員が、グループ各社の取締役等の業務執行を監督しております。

④ 当社の監査役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、監査役会を12回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する協議ならびに決議を行っております。

また、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、会計監査人、内部統制管理室および監査室と定期的に会合することで、取締役等の職務執行、内部統制の整備および運用状況を監視しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場しているものとして、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指し、創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりに取組んでおります。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

また当社は、不適切な支配の防止のため、平成26年６月27日開催の第59回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「現プラン」といいます。）の継続導入を付議し、株主の皆様のご承認をいただいております。現プランの特徴は、平時導入の事前警告型で、有事の際の株主総会判断型防衛策であります。

なお、現プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト(http://www.sansei-group.co.jp/ir/index.html)に掲載しております。

（注）現プランの有効期間は平成29年６月29日開催の第62回定時株主総会終結の時までであることから、当社は、平成29年５月25日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部修正し継続することを決議いたしました。その詳細につきましては、株主総会参考書類の第２号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」（43頁から68頁）に記載のとおりであります。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,864,891**	**流動負債**	**1,528,463**
現金及び預金	1,439,241	支払手形及び買掛金	687,852
受取手形及び売掛金	1,212,291	短期借入金	50,000
仕掛品	70,099	1年以内返済予定長期借入金	8,994
原材料及び貯蔵品	22,052	未払法人税等	121,200
繰延税金資産	96,345	賞与引当金	93,872
その他	29,683	工事損失引当金	343,270
貸倒引当金	△4,820	その他	223,274
固定資産	**2,786,545**	**固定負債**	**913,047**
有形固定資産	**2,252,882**	長期借入金	587,410
建物及び構築物	331,782	繰延税金負債	8,935
機械装置及び運搬具	20,305	退職給付に係る負債	229,904
工具、器具及び備品	20,038	その他	86,797
土地	1,790,368	**負債合計**	**2,441,511**
その他	90,387	(純資産の部)	
無形固定資産	**36,485**	**株主資本**	**3,201,001**
借地権	29,780	資本金	890,437
ソフトウェア	291	資本剰余金	104,015
電話加入権	6,413	利益剰余金	2,208,534
投資その他の資産	**497,176**	自己株式	△1,985
投資有価証券	238,453	**その他の包括利益累計額**	**8,924**
その他	265,766	その他有価証券評価差額金	8,924
貸倒引当金	△7,043	**純資産合計**	**3,209,926**
資産合計	**5,651,437**	**負債・純資産合計**	**5,651,437**

(注)　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,053,523**
売上原価		**3,642,923**
売上総利益		**1,410,600**
販売費及び一般管理費		807,060
営業利益		**603,539**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,713	
保険解約返戻金	26,280	
その他	7,681	37,676
営業外費用		
支払利息	8,685	
保険解約損	10,160	
その他	15	18,860
経常利益		**622,355**
特別損失		
減損損失	188,657	188,657
税金等調整前当期純利益		**433,697**
法人税、住民税及び事業税	206,109	
法人税等調整額	△7,085	199,023
当期純利益		**234,673**
親会社株主に帰属する当期純利益		**234,673**

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	890,437	104,015	2,045,654	△1,626	3,038,480
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△71,794		△71,794
親会社株主に帰属する当期純利益			234,673		234,673
自己株式の取得				△359	△359
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	162,879	△359	162,520
平成29年３月31日残高	890,437	104,015	2,208,534	△1,985	3,201,001

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
平成28年４月１日残高	4,628	4,628	3,043,109
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△71,794
親会社株主に帰属する当期純利益			234,673
自己株式の取得			△359
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,296	4,296	4,296
連結会計年度中の変動額合計	4,296	4,296	166,816
平成29年３月31日残高	8,924	8,924	3,209,926

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　３社

㈱サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラ㈱、サンセイゴンドラレンタリース㈱

２．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

ⅰ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ⅱ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～45年
機械装置及び運搬具	９～10年
工具、器具及び備品	６～15年

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更が損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。

③ 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「保険解約返戻金」（前連結会計年度98千円）として表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当連結会計年度971千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	166,881千円
土地	1,674,458千円
計	1,841,339千円

担保に係る債務

長期借入金	400,000千円
計	400,000千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　1,354,046千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額
営業設備資産	千葉県浦安市等	建物及び構築物	1,681千円
		機械装置及び運搬具	10,726千円
		工具、器具及び備品	66,337千円
		土地	109,662千円
		電話加入権	250千円
計			188,657千円

当社グループは、原則として、事業本部を基礎としてグルーピングを行っております。

収益性の悪化等により将来キャッシュ・フローが、当該資産グループの帳簿価額を下回るため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定評価額により算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　8,987千株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成28年６月29日開催の第61回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	71,794千円
② １株当たり配当額	８円
③ 基準日	平成28年３月31日
④ 効力発生日	平成28年６月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年６月29日開催の第62回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①	配当金の総額	71,780千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	８円
④	基準日	平成29年３月31日
⑤	効力発生日	平成29年６月30日

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式、社債であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引等を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブの開始については取締役会で決定され、取引の実行及び管理は、管理本部経理グループが行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 ＊1	時 価 ＊１	差 額
(1) 現金及び預金	1,439,241	1,439,241	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,212,291	1,212,291	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	238,453	238,453	－
(4) 支払手形及び買掛金	(687,852)	(687,852)	－
(5) 短期借入金	(50,000)	(50,000)	－
(6) 未払法人税等	(121,200)	(121,200)	－
(7) 長期借入金 ＊２	(596,404)	(596,176)	△227
(8) デリバティブ取引	－	－	－

＊1　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

＊2　１年以内返済予定長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）現金及び預金、（２）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他の有価証券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（４）支払手形及び買掛金、（５）短期借入金、（６）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（７）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（８）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

（8）デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	357円75銭
1株当たり当期純利益	26円15銭

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,673,136**	**流動負債**	**1,500,470**
現金及び預金	1,356,735	支払手形	537,161
受取手形	24,886	買掛金	142,205
電子記録債権	78,924	短期借入金	50,000
売掛金	1,022,548	未払金	107,319
仕掛品	42,059	未払費用	35,192
原材料及び貯蔵品	19,222	未払法人税等	117,726
前払費用	17,655	未払消費税等	26,486
繰延税金資産	95,713	前受金	15,267
その他	16,822	預り金	38,852
貸倒引当金	△1,430	賞与引当金	86,988
固定資産	**2,867,966**	工事損失引当金	343,270
有形固定資産	**2,236,429**	**固定負債**	**870,304**
建物	252,341	長期借入金	550,000
構築物	79,440	長期未払金	81,898
機械装置	19,168	繰延税金負債	2,192
工具、器具及び備品	8,130	退職給付引当金	229,904
土地	1,790,368	関係会社事業損失引当金	6,309
建設仮勘定	85,652	**負債合計**	**2,370,775**
その他	1,326	(純資産の部)	
無形固定資産	**35,994**	**株主資本**	**3,161,402**
借地権	29,780	**資本金**	**890,437**
ソフトウェア	291	**資本剰余金**	**104,015**
電話加入権	5,923	資本準備金	104,015
投資その他の資産	**595,542**	**利益剰余金**	**2,168,935**
投資有価証券	238,453	利益準備金	39,498
破産更生債権	3,473	その他利益剰余金	2,129,437
長期貸付金	295,373	繰越利益剰余金	2,129,437
長期未収入金	139,104	**自己株式**	**△1,985**
差入保証金	76,973	**評価・換算差額等**	**8,924**
その他	227,641	その他有価証券評価差額金	8,924
貸倒引当金	△385,476	**純資産合計**	**3,170,327**
資産合計	**5,541,103**	**負債・純資産合計**	**5,541,103**

(注)　千円未満は、切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年４月１日
　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,626,982**
売上原価		**3,341,882**
売上総利益		**1,285,099**
販売費及び一般管理費		694,097
営業利益		**591,001**
営業外収益		
受取利息及び配当金	973	
固定資産賃貸料	26,400	
保険解約返戻金	26,280	
その他	9,934	63,589
営業外費用		
支払利息	7,542	
固定資産賃貸費用	27,406	
貸倒引当金繰入額	78,686	
その他	10,175	123,810
経常利益		**530,780**
特別損失		
減損損失	112,724	112,724
税引前当期純利益		**418,055**
法人税、住民税及び事業税	199,829	
法人税等調整額	△7,161	192,667
当期純利益		**225,387**

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年４月１日残高	890,437	104,015	104,015	32,318	1,983,023	2,015,342	△1,626	3,008,168
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				7,179	△78,973	△71,794		△71,794
当期純利益					225,387	225,387		225,387
自己株式の取得							△359	△359
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	7,179	146,414	153,593	△359	153,234
平成29年３月31日残高	890,437	104,015	104,015	39,498	2,129,437	2,168,935	△1,985	3,161,402

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日残高	4,628	4,628	3,012,797
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△71,794
当期純利益			225,387
自己株式の取得			△359
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	4,296	4,296	4,296
事業年度中の変動額合計	4,296	4,296	157,530
平成29年３月31日残高	8,924	8,924	3,170,327

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～42年
構築物	15～45年
機械装置	９～10年
工具、器具及び備品	６～15年

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更が損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

(3) 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度からの負担額を除く）を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社に対する債権額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より「保険解約返戻金」（前事業年度45千円）として表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当事業年度883千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	166,881千円
土地	1,674,458千円
計	1,841,339千円

担保に係る債務

長期借入金	400,000千円
計	400,000千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　1,137,446千円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	23,865千円
長期金銭債権	489,790千円
短期金銭債務	20,987千円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,152千円
仕入高	127,098千円
その他	1,864千円
営業取引以外の取引による取引高	26,956千円

２．減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額
賃貸資産	千葉県浦安市	建物	75千円
		構築物	21千円
		機械装置	2,965千円
		土地	109,662千円
計			112,724千円

当社は、原則として、事業本部を基礎としてグルーピングを行っており、賃貸資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

収益性の悪化等により将来キャッシュ・フローが、当該資産グループの帳簿価額を下回るため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定評価額により算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式　15千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	2,602千円
減損損失	34,495千円
関係会社事業損失引当金	1,930千円
貸倒引当金	118,393千円
賞与引当金	26,792千円
工事損失引当金	105,374千円
退職給付引当金	70,352千円
未払金	3,118千円
長期未払金	25,061千円
その他	36,672千円
繰延税金資産　小計	424,793千円
評価性引当額	△328,046千円
繰延税金資産　合計	96,747千円
繰延税金負債　合計	△3,226千円
繰延税金資産の純額	93,520千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注６）	科　目	期末残高（注６）
子会社	㈱サンセイエンタープライズ	所有直接　100％	宿泊施設の運営他	不動産の賃貸（注１）	16,800	－	－
				貸付金の回収	5,199	長期貸付金（注３）	134,800
	サンセイゴンドラレンタリース㈱	所有直接　100％	役員の兼任	不動産等の賃貸（注１）	－	長期未収入金（注４、５）	108,889
				資金の貸付	30,362	短期貸付金（注３、５）	11,996
				貸付金の回収	39,265		
				貸付金の回収	6,120	長期貸付金（注３、５）	160,330
	サンセイゴンドラ㈱	所有直接　100％	倉庫・事務所の賃貸 機材のリース 役員の兼任	不動産の賃貸（注１）	9,600	長期未収入金（注４、５）	30,215
				機材のリース取引（注２）	67,727	投資その他の資産（その他）（注５）	55,555
				受取リース料（注２）	564		
				未経過リース料（注２）	67,163		
				受取利息額（注２）	256		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）不動産等の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上賃貸料金額を決定しております。

（注２）機材のリース料については、総費用を基に、交渉の上リース料を決定しております。

（注３）子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、子会社の財務状況を勘案し、無利息としております。なお、担保は受け入れておりません。

（注４）子会社の資金繰りの状態によって、未収入金の元本の返済を受けております。

（注５）サンセイゴンドラレンタリース(株)への貸倒懸念債権（上表以外の債権を含む）に対して291,886千円及びサンセイゴンドラ(株)への貸倒懸念債権に対して86,547千円の貸倒引当金をそれぞれ計上しております。

なお、当事業年度において、サンセイゴンドラレンタリース(株)から9,333千円の貸倒引当金を戻入れ、サンセイゴンドラ(株)に対して88,019千円の貸倒引当金を繰入れております。

また、当事業年度において、関係会社等の事業の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額として、サンセイゴンドラ(株)に対する貸倒引当金6,309千円を関係会社事業損失引当金へ振替えております。

（注６）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	353円34銭
１株当たり当期純利益	25円12銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

サンセイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　﨑　充　弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　賢　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、サンセイ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

サンセイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　﨑　充　弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　賢　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、サンセイ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

サンセイ株式会社　監査役会

常勤監査役　　田　中　　均　㊞

社外監査役　　下　茂　稔　郁　㊞

社外監査役　　太　田　晶　久　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金８円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、71,780,616円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年６月27日開催の第59回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続導入しております。現プランは、本定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、当社は、平成29年５月25日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続することを決定いたしました。（以下、継続する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）本議案は、本プランの継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

決議に先立ち、社外監査役２名を含む当社監査役３名全員が、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

なお、本プラン継続にあたり、文言の修正等、若干の見直しを行っておりますが、本プランの実質的な内容に変更はございません。

本プランの内容は次のとおりであります。

記

（本プランの具体的内容）

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えております。

２．基本方針の実現に資する取組みについて

当社は昭和31年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

当社の企業集団は、当社及び連結子会社３社、㈱サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラレンタリース㈱、サンセイゴンドラ㈱で構成されております。

当企業集団は、ゴンドラ・舞台部門として窓拭き用ゴンドラ他類似製品、舞台装置の設計、製造販売、据付、仮設ゴンドラのレンタル等を、海洋関連部門として船舶修理等を主たる事業内容とし、その他関連の産業機械の製造販売等、各種事業を展開しております。

ゴンドラ・舞台部門

・ゴンドラについては、中高層ビルの窓を清掃する時に使うワッシングゴンドラの大手メーカーであり、業界トップレベルの技術力と豊富な納入実績を誇

ります。
ゴンドラには、有人型ゴンドラの他、各種自動ゴンドラ、クレーン機能付ゴンドラ、特殊型ゴンドラ等、あらゆるニーズにお応えできるよう製品ラインナップは多彩を極めております。
一方で、ゴンドラは屋外という、最も過酷な条件にさらされているため、ゴンドラをいつでも安全な状態でご使用いただくため、納入時から長期的な視野に立ってメンテナンスプランを立案し、徹底したメンテナンスサービスで安全を維持しております。

・舞台装置については、当社の提供する利用形態を拘束しないフレキシブルな舞台機構システムは、瞬時性と意外性を備え、空間容積の変更をも可能にし、このダイナミズムが単に多目的と言うのではなく、文化、スポーツ、ビジネス空間として、利用価値の高い新しい空間を創造しております。
・レンタルゴンドラは、高層ビルの建設工事現場や既存ビルのリフォーム工事の他、ゴンドラ設備のないビル、工業プラント、備蓄タンクや橋梁等あらゆる高所作業現場で活躍し、作業の効率化安全確保、経済的な施工に大きく役立っております。
レンタルゴンドラについては、徹底した点検、整備を行い、安全サービス面においても万全を期しております。

海洋関連部門

・船舶修理については、海上保安庁等の官公庁船の定期・中間検査及び修理物件等で実績をあげております。
・船舶修理以外については、魚礁を手掛けており、従来の鋼製魚礁に加えて、国内では初めての藻や貝が付着しやすく魚が住み着きやすい間伐材と廃棄ガラス瓶をリサイクルとして使用した「ハイブリッド型間伐材魚礁」を開発し、獲る漁業から育てる漁業の一翼を担い、また、良き海の環境と漁業資源を守り続ける人工魚礁はますます重要なものとなってきております。

また、平成12年11月に品質マネジメントシステムの国際規格「ＩＳＯ９００１」の認証を取得し、平成14年11月に「ＩＳＯ９００１」1994年版から「ＩＳＯ９００１」2000年版への移行とサービス部門である保守グループにおいて追加の認証を取得しております。さらに、平成21年11月には「ＩＳＯ９００１」2008年版へ移行し、品質マネジメントの向上を図っております。

上述した創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっていると考えておりますが、より一層の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指し、引続き以下の取組みを進めてまいります。

(1)中長期的な会社の経営戦略

当社は受注競争力の強化、設計及び製造の強化を経営改革の課題とし中期経営計画において品質重視の展開指針を次のとおり定めております。

①常に顧客の満足度を志向する。

1. 顧客要求のフィードバック体制の維持・拡大　2. 製品ラインナップの見直し

②品質向上の継続的改善に努める。

1. 安全性の絶対確保　2. 不適合・苦情の撲滅　3. コストダウンの推進

③積極的に新技術に挑戦する。

1. 社外で開発される新技術の情報収集体制の構築　2. 新製品・新機構の開発

(2)会社の対処すべき課題の取組み

当社グループが対処すべき当面の課題としては、①ＩＳＯ９００１－2015年版への移行、②レンタル用仮設ゴンドラ機材の充実、③一般産業機械の販売、④魚礁の市場開拓、⑤海外市場への取組みであります。

①平成29年６月に2015年版への移行審査が予定されております。

②レンタル用仮設ゴンドラで減価償却済みとなりました使用機材を新規製造等により入替えを行い、使用機材の充実を図ります。

③製造業における生産ライン向けの特殊昇降装置や可動装置等の委託生産獲得の拡大を図ります。

④魚礁市場の全国展開は継続案件であります。

⑤海外市場を調査し新製品、新たなサービスの提供を含む展開を図ります。

(3)コーポレート・ガバナンスの強化、ＣＳＲへの取組み

当社はコンプライアンスの精神を重んじて、誠実に会社情報の適時開示に努めることにより広く社会に信頼される企業を目指しております。

コーポレート・ガバナンスにつきましては当社の業種業態、規模などを勘案して委員会制度よりも監査役制度での監査強化を図ることとしております。

また、執行役員制度により経営戦略機能と業務執行機能を明確に分離するとともに、経営の意思決定と業務執行において、迅速性、効率性、適法性及び透明性の高い経営を目指し、それぞれの職務執行を取締役、執行役員、監査役及び全ての社員がコンプライアンスを最重要項目に位置づけた経営の実践をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

なお、当社は、平成27年６月26日開催の第60回定時株主総会において、社外取締役１名を選任いたしました。当社は、引続きコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と認識し、さらなる強化により、経営の効率性を高め、株主の皆様にとっての企業価値の向上を図ってまいります。

また、当社は社会の一員として健全な事業活動を通じて、社会との調和を図りながらステークホルダーの期待に応え、積極的に企業の社会的責任を果たしてまいります。

３．本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プランにおける独立委員会の委員には、別紙２に記載の太田晶久氏、児玉実史氏、山田勝彦氏が引続き就任する予定です。

また、平成29年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

４．本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

⑴本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)または(ⅱ)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等※1について、保有者※2の株式等保有割合※3が20％以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等※4について、公開買付け※5に係る株式等の株式等所有割合※6及びその特別関係者※7の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ⅰ)買付者等の概要

(ｲ)氏名または名称及び住所または所在地

(ﾛ)代表者の役職及び氏名

(ﾊ)会社等の目的及び事業の内容

(ﾆ)大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ﾎ)国内連絡先

(ﾍ)設立準拠法

(ⅱ)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(ⅲ)買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等※8その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日※9（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(ⅰ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価、検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

(ⅰ)買付者等及びそのグループ（共同保有者※10、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ⅱ)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(ⅲ)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(ⅳ)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(ⅴ)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(ⅵ)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(ⅶ)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(ⅷ)大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ⅸ)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(ⅹ)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については速やかに開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)または(ⅱ)の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(ⅰ)対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ⅱ)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価、検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件、方法について交渉し、更に、当社取締役会

として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(ⅰ)または(ⅱ)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(ⅰ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告いたします。

(ⅱ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当し、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発

動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報を開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の停止を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報を開示いたします。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、上記⑥に記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるもの

といたします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年６月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報を開示いたします。

５．本プランの合理性

(1)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記３．に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断

し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(3)株主意思を重視するものであること

本プランは、上記４．(3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた場合におきましても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、当社の社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員３名により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5)合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記４．(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6)デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記４．(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役（任期２年）で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防

衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6．株主及び投資家の皆様への影響

(1)本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の４．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記４．(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投

資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した本新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社により本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込等の手続きは不要となります。

以上の他、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

※1　金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

※2　金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

※3　金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとしま

す。以下同じとします。

※4　金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ⅱ)において同じとします。

※5　金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

※6　金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

※7　金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

※8　金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

※9　営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。

※10　金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

以　上

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。

２．独立委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役、(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員会の委員の任期は、選任のときから１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1)本プランに係る対抗措置の発動の是非

(2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止

(3)本プランの廃止及び変更

(4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

太田　晶久　（おおた　あきひさ）

平成13年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
平成17年４月	公認会計士登録
平成19年１月	開成公認会計士共同事務所参画
平成19年２月	税理士登録
平成22年６月	当社社外監査役（現在に至る）
平成22年10月	太田晶久公認会計士事務所（現太田晶久公認会計士・税理士事務所）開設同代表（現在に至る）
平成27年６月	ノーリツ鋼機株式会社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

児玉　実史　（こだま　まさふみ）

平成５年４月	弁護士登録、北浜法律事務所入所
平成11年２月	ニューヨーク州弁護士登録
平成14年10月	弁護士法人北浜法律事務所社員
平成19年１月	弁護士法人北浜法律事務所代表社員（現在に至る）
平成27年６月	日本製麻株式会社監査等委員である取締役（現在に至る）

山田　勝彦　（やまだ　かつひこ）

昭和43年４月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行
平成５年11月	同行松原支店長
平成14年５月	日本テクニカルサービス株式会社代表取締役社長
平成19年12月	大阪信用金庫シニアアドバイザー

上記の三氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

以　上

別紙３

当社の大株主の株式保有状況（平成29年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　30,000,000株
２．発行済株式の総数　　8,987,700株
３．株主数　　1,012名
４．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
マルハニチロ㈱	1,200千株	13.37％
小嶋　敦	719	8.01
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	600	6.69
和田秀樹	334	3.72
鳥海節夫	308	3.43
石井秀明	202	2.25
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	183	2.04
桜井敏夫	182	2.03
小嶋悦子	170	1.89
西村宗一郎	165	1.84

（注）１．持株比率は自己株式数（15,123株）を控除して計算しております。
２．小嶋　敦は、当社の代表取締役社長です。
３．小嶋　敦を含む取締役が所有する当社の株式は、合計で756千株（8.41％）です。

以　上

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

１．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

２．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

３．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

４．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

５．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

6．買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

7．買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

8．買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以　上

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者※11、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者※12、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者※13（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

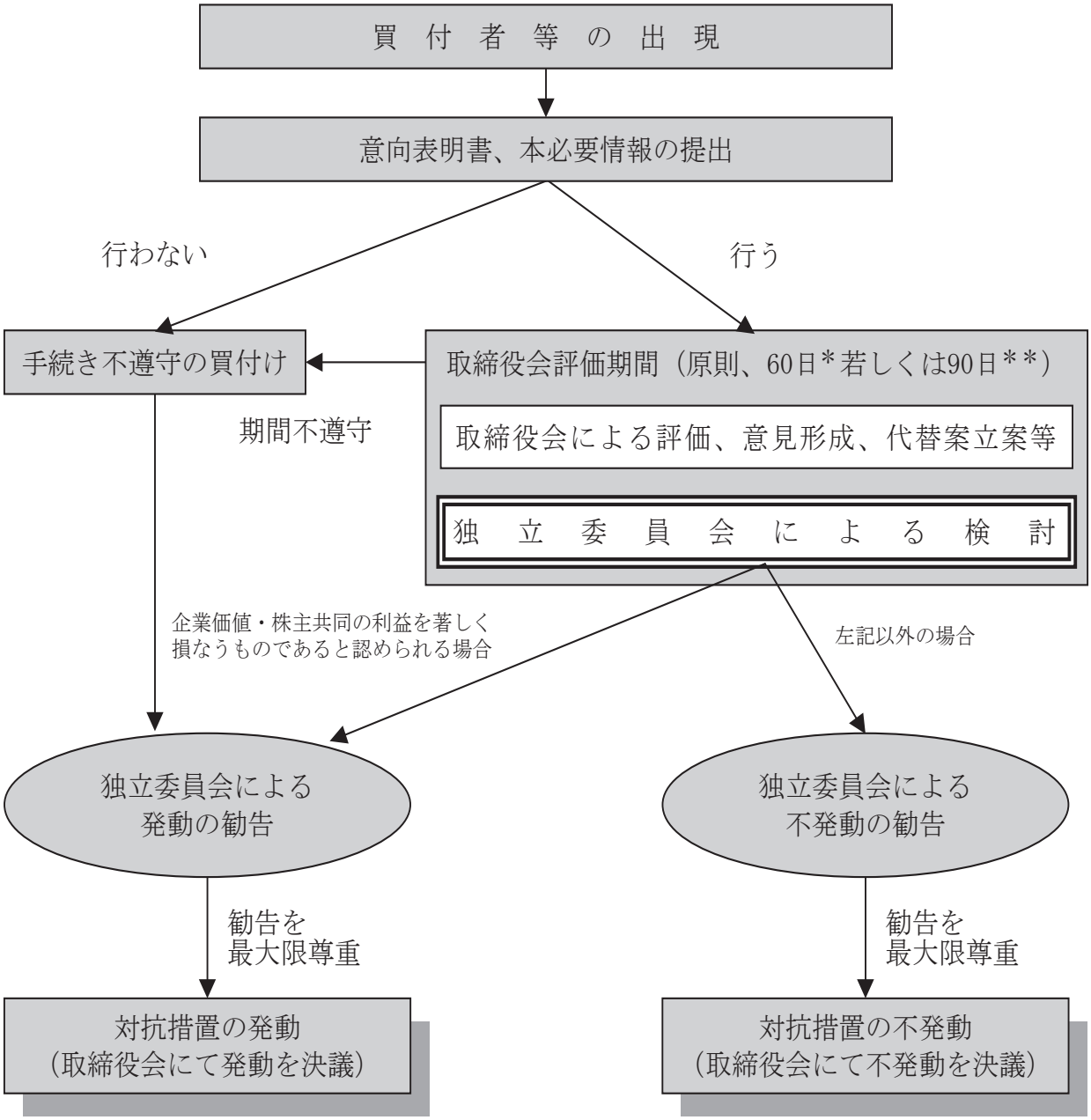
※12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

※13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以　上

（ご参考）

本プランの手続きに関するフロー図



＊　対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合

＊＊　その他の大規模買付等の場合

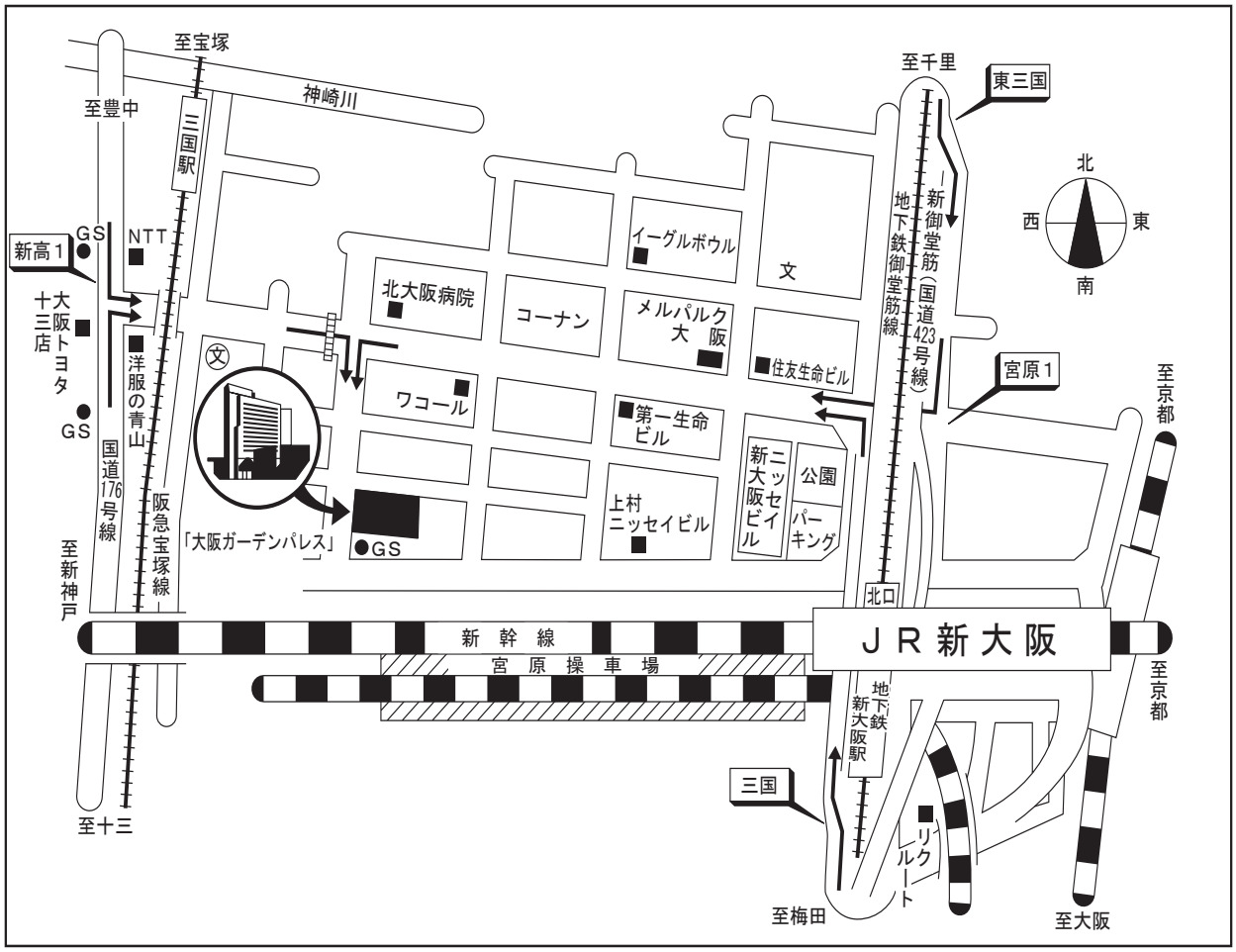
このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。
具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

会場　大阪市淀川区西宮原一丁目３番35号
大阪ガーデンパレス２階　桐の間
ＴＥＬ　06－6396－6211



＜交通のご案内＞

○電車　◇地下鉄御堂筋線「新大阪駅」④出口より徒歩10分

◇ＪＲ「新大阪駅」北口より徒歩15分

◇新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ（http://www.hotelgp-osaka.com)をご参照ください。

○お車　◇新御堂筋（国道423号線）をご利用の場合
梅田方面からは標識「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前［宮原１］交差点を右折、約800m直進４つ目の信号を左折すぐ。

◇国道176号線をご利用の場合
［新高１］交差点を新大阪駅方面に約600m東進、４つ目の信号を右折すぐ。